

処分名	保険料減免決定
標準処理期間	60日
根拠	条例第16条、条例施行規則第7条
審査基準	<p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条より)</p> <p>【減免の決定】</p> <p>(1) 災害による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと <p>(2) 法第89条による給付制限による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと <p>(3) 所得の減少による減免(第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対する減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと ・被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと ・被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと <p><具体的な取り扱い>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第7条及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免要領第2、第3、第4より)</p> <p>(1) 災害による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他これらに類する災害・・・雪害、落雷による火災、爆発事故、地盤沈下等をいう ・現住する住宅・・・原則として住民基本台帳上、住所を定めている住宅をいい、常時居住しない別荘等は含めない。ただし、借家、アパートの1室を賃借して居住している場合、店舗兼住宅の住宅部分に恒常的に居住している場合、有料老人ホーム等高齢者向け住宅に住所を移転して居住している場合、又はその他建造物等を生活の

根拠としており、かつ、それに代わる帰来先が存在しない場合は、現住する住宅と認定する。

・半焼、半壊及び床上浸水の損傷又はそれらと同等若しくはそれ以上の損傷・・・半焼、半壊とは、当該建物の延べ床面積の20%以上に相当する被害を受けたことをいう。また、床下浸水や消火活動による水損の場合においても、それにより一時的に居住不能の状態になった場合は、床上浸水に準じて取り扱うものとする。

(2) 法第89条による給付制限による減免

・被保険者が刑事施設等に入所している期間。

(3) 所得の減少による減免

次の事由により、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受ける水準まで収入が減少する見込みの場合。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する所得の当該世帯の合算額が1千万円以上の場合は、この限りでない。

・長期入院・・・原則として、入院期間が連続して1か月を超える場合をいう。ただし、入退院を繰り返す場合や退院後、療養を必要とする場合は長期入院と同等の扱いとする。

・心身に重大な障害・・・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳に記載する身体上の障害の程度が3級以上、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳に記載する障害等級が3級以上に相当するものとする。

・事業における著しい損失・・・事業所が天災により、事業の継続が一時又は長期にわたり困難な状態に陥ったこと、若しくは、干ばつ、不漁、風水害、土砂災害等による農林漁業、畜産業への著しい損失をいう。ただし、これらの事由が本人、従業員、若しくは家族従事者の故意又は重大な過失により生じたときや、単に営業不振、事業縮小等による事業収入の低下、負債による事業所、機器等の差押、行政処分等による営業停止は、この限りでない。

・失業・・・本人の意思に反して離職を余儀なくされた非自発的失業のことをいい、自己の都合で退職した場合や定年退職、契約期間の満了による退職等、あらかじめ離職が特定の期日で予定されている場合は、失業とみなさない。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

等施行規則第8条より)

【減免の取消】

- ・ 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となったとき
- ・ 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき
- ・ 以上に掲げるもののほか、減免を取り消すことに相当の理由があると認められるとき